

(別 紙)

○住民投票制度

住民投票制度は、町政運営上の重要事項について、直接、住民の意思を確認するもので、議会制間接民主主義を補完し、住民の意思を把握するための制度。

※重要事項として、例えば上越市市民投票条例では、

市及び市民に直接の利害関係を有する事項であって、市民の間又は市民、市議会若しくは市長等の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、市民に直接その賛成又は反対を問う必要があるものと規定している。

ただし、次の事項は除くとしている。

- ・市の権限に属さない事項（対外的に市の意思を表示するものは除く）
- ・市議会の解散、市議会議員又は市長の解職その他法令に基づき市民による投票を実施することができる事項
- ・市長等の組織、人事、予算の調製及び予算の執行の権限に係る事項、市長等の内部の事務処理に関する事項
- ・市税、分担金、負担金、使用料、手数料その他金銭の徴収に関する事項
- ・その他市民投票の実施が不相当と認められる事項

○住民投票条例のタイプ

1 個別設置型

住民の意思確認の必要性が生じた場合に、市民の直接請求や、首長・議員の提案により、案件ごとに議会の議決を経て住民投票条例を制定し、実施するもの。

※地方自治法第74条第1項で規定されている直接請求であり、発議に必要な数は選挙権を持っている人の50分の1と決まっている。また、投票資格者はそれぞれの事案に応じて18歳以上としたり、20歳以上とするなど、個別に定めることになる。

- ・メリット…住民投票の必要性を案件ごとに議会で審議することから、制度の濫用を防止できる。
- ・デメリット…住民投票の実施まで時間がかかる。
市民が直接請求しても、議会で住民投票条例を否決した場合は実施できない。

2 常設型（単独型）

住民投票の対象事項や発議方法などを予め定めた住民投票条例を常設し、要件が満たされた場合にいつでも住民投票が実施できるもの。

- ・メリット…短期間での実施、発議要件を満たせば、議会の議決を経ないで確実に住民投票を実施できる。
- ・デメリット…住民投票の濫用のおそれがある。その場合、大きな経費負担を伴う。
*再投票制限を設けて、同一の事項では一定期間住民投票の請求を行えない規定を入れることによりデメリットの軽減を図ろうとする条例もある（ex.上越市市民投票条例、北広島市市民投票条例）

3 常設型（単独＋直接請求併設型）

常設型に分類されるが、

- ①条例の制定や改正、廃止に関わる請求については、まず地方自治法第74条第1項で規定する直接請求を行い、同条第3項で規定する結果に不服がある時（議会がその直接請求を否決したことに不服がある時）に、常設型の規定による住民投票の請求をすることができるとするもの（遠軽町住民投票条例第4条、第3条第1項参照）
- ②連署の数が少ない場合は、住民投票の実施について議会の議決を要し、一定数以上の連署があれば即住民投票を実施できるもの。（上越市自治基本条例）

などがある。

（参 考）

地方自治法第74条

（第1項）

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

（第3項）

普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

○美幌町の人口の状況（H21. 10. 30現在） （あくまで目安としてお考えください）

総人口	22,069人
うち18歳以上	18,741人
うち20歳以上	18,308人
18歳以上の1/3以上	6,103人
〃 1/4以上	4,686人
〃 1/6以上	3,124人
〃 1/10以上	1,875人
20歳以上の1/50以上	367人

(目的)

第1条 この条例は、遠軽町まちづくり自治基本条例(平成19年遠軽町条例第9号)第39条の規定に基づき、町政運営上の重要事項に係る意思決定について、町民の総意を町政に的確に反映し、もって公正で民主的な町政の運営及び町民の福祉の向上を図るとともに、町民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「町政運営上の重要事項」とは、町が行う事務のうち、町民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であつて、町及び町民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 町の権限に属さない事項
- (2) 議会の解散その他法令の規定に基づき町民投票を行うことができる事項
- (3) もっぱら特定の町民又は地域にのみ関係する事項
- (4) 町の組織、人事及び財務に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、町民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

(町民投票の請求及び発議)

第3条 第11条の規定による投票資格者名簿の登録が行われた日において当該投票資格者名簿に登録されている者は、町政運営上の重要事項について、その3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、町長に対して書面により町民投票を請求することができる。

- 2 町議会は、議員の定数の12分の1の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された町政運営上の重要事項について、町長に対して書面により町民投票を請求することができる。
- 3 町長は、町政運営上の重要事項について、自ら町民投票を発議することができる。
- 4 町長は、第1項の規定による町民からの請求(以下「町民請求」という。)若しくは第2項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があつたとき、又は前項の規定により自ら町民投票を発議したときは、直ちにその旨を公表するとともに、遠軽町選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の委員長にその旨を通知しなければならない。
- 5 町長は、町民投票に係る町民請求又は議会請求があつたときは、その請求の内容が前条各号の規定に該当する場合を除き、町民投票の実施を拒否することができないものとする。

(条例の制定又は改廃に係る町民請求の特例)

第4条 条例の制定又は改廃に係る町民請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求を行った場合において、同条第3項の結果に不服があるときについてのみ行うことができる。

(町民投票の形式)

第5条 第3条に規定する町民請求、議会請求及び町長の発議(以下「町民請求等」という。)による町民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議されたものでなければならない。

(町民投票の執行)

第6条 町民投票は、町長が執行するものとする。

- 2 町長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する町民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(選挙管理委員会の事務)

第7条 選挙管理委員会は、前条第2項の規定により委任を受けた町民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとする。

(投票資格者)

第8条 町民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3月以上遠軽町に住所を有する者
- (2) 永住外国人たる年齢満18年以上の者で引き続き3月以上遠軽町に住所を有する者で規則で定める者
- 2 選挙管理委員会は、町民投票を実施するにあたっては、投票資格者について投票資格者名簿を調製しなければならない。

(投票資格者名簿の調製等)

第9条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調製するものとする。

- 2 前項に規定する投票資格者名簿の調製は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第19条及び第20条の規定の例により行うものとする。

(被登録資格)

第10条 投票資格者名簿の登録は、遠軽町に住所を有する者のうち、次の各号に掲げる投票資格者の区分に応じ、当該各号に定める者について行うものとする。

- (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者 その者に係る遠軽町の住民票が作成された日(他の市町村から遠軽町に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上遠軽町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 年齢満18年以上の永住外国人 遠軽町に引き続き3月以上住所を有する者(外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が遠軽町にあり、かつ、同項の登録の日(同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から3月以上経過している者に限る。)であつて、規則で定めるところにより、文書で選挙管理委員会に登録の申請をしたもの

(登録)

第11条 選挙管理委員会は、前条に規定する者を、公選法第22条第1項の規定の例により投票資格者名簿に登録しなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、町民投票を行う場合においては、第13条第3項の規定による当該町民投票の告示の日の前日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

(町民投票の請求に必要な署名数の告示)

第12条 選挙管理委員会は、前条の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名

簿に登録されている者の総数の3分の1の数を告示しなければならない。

(町民投票の期日)

第13条 町民投票の期日(以下「投票日」という。)は、選挙管理委員会に対して第3条第4項の規定による通知があった日から起算して60日を経過した日から最も近い日曜日(以下「指定日」という。)とすることを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該指定日の前後15日以内に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、北海道の議会議員若しくは長の選挙又は遠軽町の議会議員若しくは長の選挙が行われるときは、これらの選挙と同日に行うことができる。

3 選挙管理委員会は、前2項の規定により投票日を確定したときは、直ちに当該投票日その他必要な事項を告示しなければならない。

4 前項の規定による告示は、当該投票日の5日前までにこれを行わなければならない。

(投票資格者名簿の登録と投票)

第14条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(投票資格者でない者の投票)

第15条 投票日の当日に、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(町民投票の方法)

第16条 町民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 町民投票について投票資格者は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成の欄に、反対するときは投票用紙の反対の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

(無効投票)

第17条 次に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号以外の事項を記載したもの

(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの

(4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれかにも記載したもの

(5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したか判別し難いもの

(6) 白紙投票

(選挙管理委員会の情報提供)

第18条 選挙管理委員会は、第13条第3項に規定する町民投票の告示の日から当該町民投票の投票日の2日前までに、当該町民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び同項に規定する告示の内容その他町民投票に関し、必要な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。

(町長の情報提供)

第19条 町長は、町民投票の告示の日から投票日の前日までの間、当該町民投票に係る請求又は発議の内容を記載した文書の写し及び請求又は発議の事案に係る計画案その他行政上の資料で公開することができるものについて、一般の縦覧に供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、町長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他町民投票に係る情報提供に関する施策を実施することができる。

(投票運動)

第20条 町民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、第13条第2項の規定により他の選挙と同日投票となった場合は、公職選挙法その他選挙関係法令の規定に抵触する選挙運動及び投票運動は、行ってはならない。

2 前項本文の規定にかかわらず、町民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等町民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(町民投票の成立要件)

第21条 町民投票は、一の事案について投票した者の総数が当該町民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

2 町民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとする。

(投票結果の告示)

第22条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により町民投票が成立しなかったとき、又は町民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を町長及び町議会議員長に報告しなければならない。

2 町長は、町民請求に係る町民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該町民請求に係る代表者に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第23条 町民、議会及び町長は、町民投票の結果を尊重しなければならない。

(町民請求等の制限期間)

第24条 この条例による町民投票が実施された場合(第21条第1項の規定により町民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について町民請求等を行うことができないものとする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

上越市自治基本条例（抜粋）

第8章 市民投票

第38条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。

- 2 年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの（以下「請求権者」という。）は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付けて、これを市議会に付議しなければならない。
- 4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。
- 5 市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。
- 6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について市議会の議決があったときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。
- 7 市長は、第2項の規定による請求が請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければならない。
- 8 市民投票の投票資格者は、年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項については、別に条例で定める。
- 10 市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。